

衆議院法務委員会ニュース

平成 27.7.7 第 189 回国会第 29 号

7月7日(火)、第29回の委員会が開かれました。

1 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出第42号)(裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化及び証拠開示制度の拡充について)

- ・上川法務大臣、山谷国務大臣(国家公安委員会委員長)、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

(質疑者及び主な質疑内容)

浜地雅一君(公明)

- ・平成16年の刑事訴訟法改正により、公判前整理手続における証拠開示制度が導入されたが、現行の証拠開示制度に加えて、本法案において、新たに証拠の一覧表の交付手続を導入した経緯、概要及びその評価について、法務大臣に伺いたい。
- ・裁量保釈の規定に明示的な考慮事情があることは、弁護人が保釈すべき理由を挙げる上で有用だが、本法案における裁量保釈の判断に当たっての考慮事情には、自白や否認といったものが書かれていない。否認をしているだけで、保釈が認められないということはないと考えるが、そのような理解でよいか、伺いたい。
- ・検察官側が証人請求する場合には、被告人側に証人の氏名・住居を知る機会を与える義務があるというのが大原則であると思うが、本法案において、証人に対する加害行為等のおそれがある場合に、被告人等に証人の氏名等を開示しないことができる、証人等の氏名及び住居の開示に係る措置を導入する趣旨を伺いたい。

鈴木貴子君(民主)

- ・裁量保釈の判断に当たっての考慮事情を明文化することとした趣旨について、法務大臣に伺いたい。また、いわゆる代用監獄を使用し長期勾留することによる被疑者の負担や苦痛をどのように考えているか、法務大臣及び国家公安委員会委員長に伺いたい。
- ・新時代の刑事司法制度特別部会において検討されていた勾留と在宅の間の中間的な処分の導入のような建設的な提案を積極的に取り入れていくことこそ、新たな時代の刑事司法制度の構築に資することになると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・証拠開示制度を拡充することとした趣旨について、法務大臣に伺いたい。また、捜査当局による証拠の改ざん、隠ぺい、破棄などが実際にあったことを踏まえ、過去の事例を内省し、このようなことを二度と繰り返さないた

めの方策が、本法案において十分に講じられているか、法務大臣及び国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。

- ・証拠の一覧表の記載事項について、内容の要旨は記載されないこととなっているとの説明であるが、証拠開示請求の「手掛かり」になるような内容の要旨を記載事項としなかった理由について、伺いたい。

山尾志桜里君(民主)

- ・再審請求後に証拠開示が行われ、その開示により存在が明らかとなった証拠により無罪判決に至った事例があること等に鑑み、再審請求審における証拠開示について、裁判所の職権による判断のみに委ねられた現行制度を改め、一定のルールを設ける必要があり、早急に議論を進めるべきであると考えているが、法務大臣の認識を伺いたい。
- ・証拠の一覧表の交付手続の対象事件を公判前整理手続等に付された事件に限定しつつ、公判前整理手続等に付することを求める請求の却下決定に対する即時抗告を認めないことは、被告人の防御権保障の観点から相当でなく、証拠の一覧表の交付手続と公判前整理手続等とは、切り離すべきであると考えているが、見解を伺いたい。
- ・証拠の一覧表の交付手続の例外事由の一つである「犯罪の証明又は犯罪の捜査に支障を生ずるおそれ」の有無を、検察官が判断するのであれば、被告人の無罪につながるような証拠等について、この例外事由該当性の判断に当たり、恣意的な運用を招きかねないため、例外事由該当性の具体的な判断基準を、法律上、明確にする規定が必要であると考えているが、本法案にそのような規定が置かれていない理由について、伺いたい。

井出庸生君(維新)

- ・刑事訴訟法第81条の接見禁止の理由のうち、逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときを挙げる理由は何か。既に勾留されている被告人について、接見禁止を行う理由として逃亡のおそれを挙げる必要性はなく、逃亡のお

それを接見禁止の理由から外す検討を行うべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

- ・逮捕後、検察官送致までの48時間は、接見禁止が制度上規定されていないにもかかわらず、実務上誰も接見することができない実態について、警察庁の見解を伺いたい。
- ・起訴前の勾留期間の延長の際に接見禁止についても延長を請求する場合、再度その適否を判断する必要があるにもかかわらず、安易に認められている実態があるのではないかと懸念について、最高裁判所当局の見解を伺いたい。また、接見禁止の実態の検証及び運用の見直しを行う必要性について、法務大臣及び国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。

重 徳 和 彦 君 (維新)

- ・刑事訴訟法第90条の裁量保釈の改正趣旨が、実務上確立している解釈を明確化したものであるならば、本改正によっても実質的な判断は従前と変更がないとの理解でよいか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・裁量保釈の判断の際に検察官が意見を述べる場合には明確化された考慮事情に沿って意見を述べることとなるのか、見解を伺いたい。
- ・司法取引の導入について、自己負罪型を採らなかった理由として、相当とされるよりも更に有利な取扱いを求める「ごね得」の問題があるためとのことであるが、この理由は捜査協力型でも検察官の示す条件次第で該当する可能性があり、自己負罪型を採用しない理由には必ずしも当たらないと考えるが、見解を伺いたい。

清 水 忠 史 君 (共産)

- ・証拠開示制度の拡充は、えん罪の防止に資するものでなければならぬと考えるが、法務大臣の認識を伺いたい。また、現行の証拠開示制度は適切に運用されていると認識しているのか、伺いたい。
- ・新時代の刑事司法制度特別部会が平成24年10月に期日外視察でアメリカのワシントンDCを視察しているが、視察報告に記載されている連邦最高裁判例「ブレイディ判決」の内容について、伺いたい。また、視察の成果が本法案にどのように活かされたのか、伺いたい。
- ・同部会では再審請求審における証拠開示が必要であるとの意見が述べられていたにもかかわらず、第2作業分科会において検討が開始されて以降、事務局が配布した資料では検討課題とされなかったのはなぜか、伺いたい。
- ・えん罪事件を踏まえ、再審請求審においても証拠開示制度が必要であると考え、法務大臣の見解を伺いたい。